

「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」設置要項

（目 的）

第1条 荒瀬ダム撤去を円滑に進めるとともに、ダム撤去に伴う地域の課題解決に向けて取り組むため、「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について報告・協議する。

- （1）荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題解決に向けた取組み。
- （2）ダム撤去工事と環境モニタリングの状況。
- （3）その他、荒瀬ダム撤去に伴い必要な事項。

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員及び顧問をもって構成する。

2 協議会に座長を置き、熊本県副知事をもって充てる。

3 座長は、協議会を統括する。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（開催）

第4条 協議会は、荒瀬ダム撤去工事の終了まで開催することとし、座長の指示を受けて事務局が招集する。

（部会）

第5条 協議会は、個別の課題を協議するため、部会を置くことができる。

（任期）

第6条 委員等の任期は、1年とする。ただし、本人等の意向を踏まえ、延長することとする。

2 委員等が、その任期中において欠けた場合は、補欠の委員等を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 必要が生じた場合は、委員等の追加をすることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務は、熊本県企業局と八代市が協力して行うものとし、事務局は、企業局総務経営課荒瀬ダム撤去室に置く。

（雑則）

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則（平成22年6月18日熊企総第180号）

この要項は、平成22年6月18日から施行する。

附 則（平成22年7月28日熊企総第263号）

1 この要項は、平成22年7月28日から施行する。

2 平成24年4月以降の協議会のあり方については、委員等の任期満了前に改めて協議するものとする。

附 則（平成23年5月18日熊企総第108号）

この要項は、平成23年5月18日から施行する。

附 則（平成２４年１月２３日熊企総第５８５号）
この要項は、平成２４年１月２３日から施行する。

- 附 則（平成２４年６月１日熊企総第２２０号）
- この要項は、平成２４年４月１日から施行する。
 - 協議会の運営等については、協議会を開催する間、毎年度協議するものとする。

附 則（平成２５年１０月３日熊企総第２７５号）
この要項は、平成２５年１０月３日から施行する。

附 則（平成２６年４月２５日熊企総第４６号）
この要項は、平成２６年４月２５日から施行する。

附 則（平成２７年５月１４日熊企総第５９号）
この要項は、平成２７年５月１４日から施行する。

別表１（第３条関係）

委員

区 分	氏 名	役職等	備考
熊本県	田嶋 徹 五嶋 道也 田中 浩二	副知事 企業局長 県南広域本部長	座長
八代市	中村 博生 鈴木田 幸一 福永 知規 福島 眞一	市長 市議会議長 企画振興部長 坂本支所長	
関係団体	小早川 宗一 宮本 義孝	球磨川漁業協同組合代表理事組合長 八代漁業協同組合代表理事組合長	
	坂田 孝志 園田 悟	八代平野土地改良区連合理事長 八代平野南部土地改良区理事長	
住民代表	早瀬 洋志 橋本 一一 木下 一幸 森下 政孝 蓑田 孝幸 上田 修二 元村 順宣	八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市	

顧問

区 分	氏 名	役職等	備考
県議会議員	小早川 宗弘 坂田 孝志 高野 洋介 磯田 毅	熊本県議会議員 熊本県議会議員 熊本県議会議員 熊本県議会議員	
市議会議員	上村 哲三 亀田 英雄	八代市議会議員 八代市議会議員	